

ポイントとよくある質問

税の申告のポイント

税務課課税係 ☎(22)2111 (内線225)



ここでは、平成28年度から適用される主な税制改正のポイントと、税に関する質問をQ&Aでお知らせします。

税制改正のポイント

◆ふるさと納税の拡充

ふるさと納税に係る特別控除の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられます。

確定申告が不要な給与所得者などについては、一年間のふるさと納税団体が5団体以内で、ふるさと納税団体に「申告特例申請書」を提出している場合、所得税控除相当額が、個人住民税の税額から控除される「ワンストップ特例」制度が創設されました。

ただし、「ワンストップ特例」の適用申請を行った方が、医療費控除の適用を受けられる場合など、所得税の確定申

告または、市・県民税の申告を行った場合、この特例は適用されなくなります。確定申告または市・県民税の申告をする場合には、特例の適用を受けていたふるさと納税についての寄附金控除も併せて申告する必要があります。

また、平成27年1月1日から平成27年3月31日までに支払ったふるさと納税に係る控除の適用を受けるためには、申告が必要になります。

◆住宅借入金等特別控除の期間延長

住宅借入金等特別控除について、適用期間が「平成29年12月31日まで」から「平成31年6月30日まで」に延長されました。

◆転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、特別徴収は停止

となり、普通徴収（納付書による納付方法）に切り替わっていました。一定の要件の下で特別徴収が継続されることになりました。

◆仮徴収税額の算定方法の見直し（特別徴収税額の平準化）

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を「前年度分公的年金などに係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額」とすることとされました。

区別	仮徴収（4月、6月、8月）	本徴収（10月、12月、2月）
改正前	前年度分の本徴収額 ÷ 3（前年2月と同額）	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3
	↓	
区別	仮徴収（同上）	本徴収（同上）
改正後	前年度分の年税額 ÷ 6	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

よくある質問 Q&A

Q 所得税と市・県民税の違いは？

A 所得税は国に、市・県民税は毎年1月1日に住んでいる市と県に納める税金です。所得税はその年の所得に対して課税され、市・県民税は前年の所得に対して課税されます。また、各種所得控除額は市・県民税の方が少額となっています。

Q 転入、転出したときの市・県民税はどうなるの？

A 市・県民税は、1月1日現在居住していた市区町村で課税されます。そのため、平成28年1月2日以降に中野市外へ転出した場合でも、平成28年度の市・県民税は中野市に納めていただくこととなりますので、転出先の市区町村で課税されることはありません。

市・県民税の申告は、中野市に平成28年1月1日以前に転入した場合は中野市に、平成28年1月2日以降に転入した場合は転入前の

市区町村にお願いします。

Q 確定申告が必要な人はどんな人？

A 農業、営業、不動産などの収入のある方や、土地建物などの資産を譲渡した方などです。また、収入が給与のみの方でも、控除を追加するなど、源泉徴収税額と納付すべき税額が異なる方は申告が必要です。

Q 収入が公的年金だけでも申告が必要？

A 平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告が不要になりました。ただし、所得税の還付を受ける場合や、確定申告の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

なお、確定申告が不要でも、公的年金以外の所得や所得税控除がある場合は、市・県民税の申告をしてください。また、前年中の収入が遺族年金や障害年金などの

非課税収入のみの方も、市・県民税の申告書の提出をお願いします。

Q 本人が死亡したときの市・県民税はどうなるの？

A 平成28年1月2日以降にお亡くなりになった場合は、平成28年度の市・県民税まで課税されます。
この場合、相続人に納税義務が継承されます。

Q 妻がパートで働いているが、課税されるの？

A 妻のパートの給与収入額が93万円を超え、妻に扶養控除やその他の所得控除がない場合は、市・県民税の均等割が課税され、さらに103万円を超えると、所得税が課税されます。
また、夫は妻のパートの給与収入額が103万円以下であれば配偶者控除を、103万円を超え141万円未満の場合は配偶者特別控除を受けられます。(配偶者特別控除の適用は、夫の合計所得が1000万円以下である場合)

非課税の限度と配偶者控除などの適用の関係は表1のとおりです。

(表1) 非課税の限度と配偶者控除適用の関係表

パート収入額	妻		夫	
	均等割	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	非課税		受けられる	受けられない
93万円超100万円以下	非課税		受けられる	受けられない
100万円超103万円以下	非課税		受けられる	受けられない
103万円超141万円未満	課税		受けられる	受けられる
141万円以上	課税		受けられない	受けられない

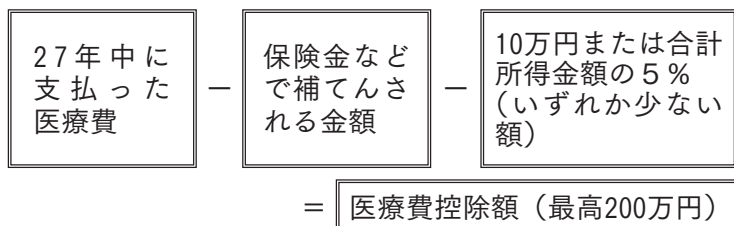
Q 医療費控除について教えてください

A 医療費控除とは

納税者本人や生計を一緒にする配偶者および親族の医療費を、その納税者が負担した場合に、図1の算式で計算した金額を所得金額から差し引くことができます。

(図1)

医療費控除の計算方法 (控除額は最高200万円)



※高額療養費など保険金で補てんされた金額は差し引いて計算しますが、申告書で提出するまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を差し引きます。後日、確定額と見込額が異なることとなった場合には、医療費控除を訂正してください。

医療費控除の対象となるもの

医師の診療などを受けるた

めに直接必要なものに対する費用が、医療費控除の対象になります。

医療費控除の対象となるものは次のとおりです。

○ 医師、歯科医師に支払った診療費と治療費
○ 病院に支払った入院費や入院食事代

○ 医療器具の購入費
○ 治療、療養のための医薬品 (薬事法で規定されるものの) の購入費

○ 治療のための、あん摩マッサージ指圧費、はり・きゅう師、柔道整復師に支払った施術費

○ 医師などによる診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉づえ、義歯、補聴器などの購入費

○ 療養上の世話を受けるために保健師や看護師、准看護師に支払った費用

○ 出産の介助を受けるために助産師に支払った費用

○ 通院費、医師の送迎費など (自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場代は対象外)

○ おむつ代 (寝たきり患者で約6カ月以上寝たきり状態にあり、治療の上でおむつが必要と認められ、医師か

ら「おむつ使用証明書」を受けたとき)

○ 介護保険制度で提供される一定の施設、居宅サービスを受けたとき (領収書に「医療費控除対象」と記載されているもの)

医療費控除の対象とならないもの

健康診断・人間ドック・予防接種・診断書などの費用、疲労回復や健康保持の目的で購入した栄養ドリンクやビタミン剤など、視力矯正のためのコンタクトレンズ・めがね代、医師の処方のない目薬や湿布など

Q 個人番号の記載について教えてください

A 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入に伴い、申告書などの税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられました。

市・県民税の申告書には、平成28年中の所得に関する申告 (平成29年2月の申告) から申告者本人と被扶養者の個人番号 (マイナンバー) を記載する必要があります。